

滋賀県教科用図書第3採択地区協議会規約

第一章 総 則

(目的)

第一条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、滋賀県第3採択地区内の市町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第二条 協議会は、滋賀県教科用図書第3採択地区協議会という。

(協議会を設ける市町教育委員会)

第三条 協議会は、滋賀県教科用図書採択地区に属する次に掲げる市町教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 近江八幡市教育委員会
- 二 東近江市教育委員会
- 三 日野町教育委員会
- 四 竜王町教育委員会

(協議結果)

第四条 関係市町教育委員会は、協議会の協議結果を尊重するものとする。

第二章 組 織

(委員)

第五条 協議会の委員は、非常勤とし、次に掲げる12人をもって組織する。

- 一 関係市町の教育長
 - 二 関係市町教育委員会の委員それぞれ1名
 - 三 関係市町の保護者代表それぞれ1名
- 2 委員の任期は、その年度の4月1日より9月30日までとする。
- 3 任期終了後において協議の必要があるときは引き続きその任に当たるものとする。また、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第六条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名 副会長 1名 監事 2名
- 二 役員の任期は、委員の任期に準じるものとする。

(会長)

第七条 会長は、関係市町教育委員会が協議して定めた市町の教育長である委員をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第八条 副会長は、会長があらかじめ指名した委員を充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(監事)

第九条 監事は、本会の経理を監査する。

(庶務)

第十条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

第三章 会 議

(会議)

第十一条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第十二条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長および会長が所属する教育委員会を除く関係市町教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。
- 4 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
- 5 会議は非公開とする。

(教科用図書の選定方法)

第十三条 教科用図書の選定は、第 15 条第 3 項の報告及び滋賀県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときには、最多数の投票を得た 2 種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき 2 種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第十四条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 調査研究部会

(調査研究部会)

第十五条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査研究部会をおく。

1 調査研究部会には、調査研究部長及び調査研究員を若干名おく。

2 調査研究部会の調査研究部長及び調査研究員は、学校教育に関して豊かな経験と知識を有するもののうちから協議会が委嘱する。ただし、教科用図書の採択に直接利害関係を有する者は除く。

3 調査研究員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

4 調査研究部長、及び調査研究員の任期は、その年度の委嘱日から 8 月 31 日までとする。

5 任期終了後において調査研究の必要があるときは引き続きその任にあたるものとする。また、期間中に調査研究部長、及び調査研究員が欠けた場合は補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第五章 議事録及び資料の公開

第十六条 公開を求められたときは、協議会の会議の議事録、前条第 3 項の資料及び採択教科用図書の種類、調査研究部長名、及び調査研究員名については、協議会の会長が属する教育委員会において、採択終了後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第十七条 協議会の運営に要する経費は、関係市町教育委員会が分担する。市においては10万円、町においては5万円とする。

(雑則)

第十八条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は協議会が定める。

(附則)

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この改正規約は、令和6年5月21日から施行する。

<滋賀県教育委員会>

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）

第12条の規定に基づき、滋賀県教科用図書の採択地区を次のとおり定める。

採択地区の名称	採択地区内郡市名
第一地区	大津市
第二地区	草津市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 守山市
第三地区	近江八幡市 東近江市 蒲生郡（日野町、竜王町）
第四地区	彦根市 愛知郡（愛荘町） 犬上郡（豊郷町、甲良町、多賀町）
第五地区	長浜市 米原市
第六地区	高島市